

# 経済産業省

20200619保局第2号

高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年7月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
等の一部を改正する規程

高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2017  
0718保局第1号）及び高压ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）  
（20180328保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号）	1
○高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328 保局第2号）	2

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>	<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>
制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 20191206 保局第1号 令和 元年12月20日 20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日 20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日 20200528 保局第1号 令和 2年 6月15日 20200608 保局第2号 令和 2年 6月26日 <u>20200619 保局第 号 令和 2年 7月 1日</u>	制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 20191206 保局第1号 令和 元年12月20日 20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日 20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日 20200528 保局第1号 令和 2年 6月15日 20200608 保局第2号 令和 2年 6月26日
<u>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u> I. 高圧ガス保安法関係 第8条関係（許可の基準） （1）都道府県知事又は指定都市の長は、技術上の基準に関する審査業務（第14条第3項で準用する場合を含む。）に当たっては、必要に応じて <u>申請書に添付された高圧ガス保安協会又はその他外部の調査機関による評価結果等を活用することができる。</u> なお、貯蔵所の許可についても、同様に扱うものとする。 （2）（略）	<u>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u> I. 高圧ガス保安法関係 第8条関係（許可の基準） （1）都道府県知事又は指定都市の長は、技術上の基準に関する審査業務（第14条第3項で準用する場合を含む。）に当たっては、必要に応じて <u>外部の調査機関による評価結果等を活用しても差し支えない。</u> なお、貯蔵所の許可についても、同様に扱うものとする。 （2）（略）
<u>（12）高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の運用及び解釈について</u> <u>第3条関係</u> <u>都道府県知事又は指定都市の長は、「前条に定める耐震性能を保有することを確認することとする。」の確認に当たっては、必要に応じて申請書に添付された高圧ガス保安協会又はその他外部の調査機関による評価結果等を活用することができる。</u>	<u>（12）高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の運用及び解釈について</u> [新設]

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改正後	改正前
<p><b>高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領</b></p> <p>制定 20180328 保局第2号 平成30年 3月30日                      改正 20181217 保局第1号 平成30年12月21日  <u>20200619 保局第2号 令和 2年 7月 1日</u></p>	<p><b>高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領</b></p> <p>制定 20180328 保局第2号 平成30年 3月30日                      改正 20181217 保局第1号 平成30年12月21日</p>
<p>II 事故が発生した場合における対応</p> <p>1. 本省における対応</p> <p>事故が発生した場合の本省における対応について、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事故現場への高圧室の職員等の現地派遣</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合には、<u>高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）</u>の役職員、学識経験者等の協力を得て調査を行い、又は、これに現地調査を委嘱することができる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2. 監督部における対応</p> <p>(1) 事故発生の連絡</p> <p>事故の程度に関わらず、事故が発生したことを覚知したときには、速やかに電話等により<u>本省関係者（高圧室の担当者を含む。）</u>及び<u>協会</u>に連絡する。ただし、勤務時間外に覚知したB2級事故又はC級事故については、直近の出勤日に速やかに連絡するものとする。</p> <p>連絡の際には、別紙に掲げる情報を収集する。なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、随時追加することとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 事故報告</p> <p>① 監督部はA級事故又はB級事故の場合は、事故発生の日から10日以内に都道府県より様式1（喪失・盗難の事故については様式2、特定事業所に係る事故のうち高圧ガス以外の事故については様式3）による事故報告書（中間報告書又は確報）を受理し、速やかに<u>高圧室及び協会</u>に提出する。</p> <p>② C級事故については、都道府県から提出された事故報告書を1か月分とりまとめ、速やかに<u>高圧室及び協会</u>に提出する。</p> <p>③ 事故の原因等の調査に長期間を要する事故については、翌月10日までに中間報告書を受理し、速やかに<u>高圧室及び協会</u>に提出する。</p> <p>また、調査終了日の含まれる月の翌月10日までに事故報告書（確報）を受理し、速やかに<u>高圧室及び協会</u>に提出する。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>II 事故が発生した場合における対応</p> <p>1. 本省における対応</p> <p>事故が発生した場合の本省における対応について、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事故現場への高圧室の職員等の現地派遣</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合には、<u>高圧ガス保安協会の役職員、学識経験者等の協力を得て調査を行い、又は、これに現地調査を委嘱することができる。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2. 監督部における対応</p> <p>(1) 事故発生の連絡</p> <p>事故の程度に関わらず、事故が発生したことを覚知したときには、速やかに電話等により<u>本省関係者（高圧室の担当者を含む。）</u>に連絡する。ただし、勤務時間外に覚知したB2級事故又はC級事故については、直近の出勤日に速やかに連絡するものとする。</p> <p>連絡の際には、別紙に掲げる情報を収集する。なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、随時追加することとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 事故報告</p> <p>① 監督部はA級事故又はB級事故の場合は、事故発生の日から10日以内に都道府県より様式1（喪失・盗難の事故については様式2、特定事業所に係る事故のうち高圧ガス以外の事故については様式3）による事故報告書（中間報告書又は確報）を受理し、速やかに<u>高圧室</u>に提出する。</p> <p>② C級事故については、都道府県から提出された事故報告書を1か月分とりまとめ、速やかに<u>高圧室</u>に提出する。</p> <p>③ 事故の原因等の調査に長期間を要する事故については、翌月10日までに中間報告書を受理し、速やかに<u>高圧室</u>に提出する。</p> <p>また、調査終了日の含まれる月の翌月10日までに事故報告書（確報）を受理し、速やかに<u>高圧室</u>に提出する。</p> <p>(6) (略)</p>